

半 期 報 告 書

(第110期中) 自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 9月30日

株 式 会 社 親 和 銀 行

E 0 3 5 9 4

第110期中（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株 式 会 社 親 和 銀 行

目 次

	頁
第110期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	25
4 【経営上の重要な契約等】	25
5 【研究開発活動】	25
第3 【設備の状況】	26
1 【主要な設備の状況】	26
2 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
(1) 【株式の総数等】	27
(2) 【新株予約権等の状況】	27
(3) 【ライツプランの内容】	27
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	27
(5) 【大株主の状況】	28
(6) 【議決権の状況】	28
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
(1) 【中間連結財務諸表】	30
【中間連結貸借対照表】	30
【中間連結損益計算書】	32
【中間連結株主資本等変動計算書】	33
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	35
(2) 【その他】	75
2 【中間財務諸表等】	76
(1) 【中間財務諸表】	76
【中間貸借対照表】	76
【中間損益計算書】	78
【中間株主資本等変動計算書】	79
(2) 【その他】	105
第6 【提出会社の参考情報】	106
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	107

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成20年12月19日

【中間会計期間】 第110期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社 親和銀行

【英訳名】 THE SHINWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鬼 木 和 夫

【本店の所在の場所】 長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【電話番号】 佐世保(0956)24-5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長兼市場営業室長 小 川 正 信

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区西中洲 6 番27号
株式会社 親和銀行福岡地区本部

【電話番号】 福岡(092)781-2945(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員福岡地区本部長 坂 田 辰 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社 親和銀行東京支店
(東京都中央区八重洲 2 丁目 8 番 7 号 福岡ビル 2 階)
株式会社 親和銀行福岡営業部
(福岡市中央区西中洲 6 番27号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、継続的に備置くこととしております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	31,992	27,922	27,210	73,472	56,203
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	33,144	91,591	4,100	57,659	95,069
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	41,373	100,303	4,844		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				67,645	101,718
連結純資産額	百万円	62,064	68,123	77,242	68,458	73,714
連結総資産額	百万円	2,399,007	2,212,902	2,058,322	2,369,083	2,114,017
1株当たり純資産額	円	72.29	22.84	43.25	59.54	41.14
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり 中間純損失金額)	円	110.87	174.38	2.90		
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり 当期純損失金額)	円				156.31	95.16
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	2.37	2.84	3.50	2.67	3.24
連結自己資本比率 (国内基準)	%	5.55	6.56	8.94	5.76	8.05
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,836	109,097	16,645	103,138	91,426
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,503	9,771	3,735	44,816	23,014
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	187	99,649	0	29,656	111,690
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	67,546	61,071	45,098		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				60,735	57,992
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,083 〔938〕	2,063 〔1,035〕	1,741 〔618〕	2,015 〔967〕	1,909 〔724〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成18年度中間連結会計期間、平成19年度中間連結会計期間及び平成18年度並びに平成19年度は純損失が計上されているため、また、平成20年度中間連結会計期間は潜在株式がないので記載しておりません。
- 6 平成20年度中間連結会計期間より、平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第108期中	第109期中	第110期中	第108期	第109期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	31,515	27,520	26,624	72,891	55,123
経常利益 (は経常損失)	百万円	33,151	92,224	4,449	57,508	96,526
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	41,459	100,555	5,457		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				67,664	102,430
資本金	百万円	30,213	87,531	25,831	45,213	93,781
発行済株式総数	千株	普通株式 373,171 優先株式 30,000	普通株式 1,445,626 優先株式 30,000	1,668,437	普通株式 560,671 優先株式 30,000	1,668,437
純資産額	百万円	56,787	61,598	70,897	62,907	66,736
総資産額	百万円	2,398,454	2,213,696	2,054,915	2,371,599	2,113,988
預金残高	百万円	2,108,700	2,015,200	1,851,234	2,123,586	1,933,687
貸出金残高	百万円	1,574,916	1,441,978	1,299,988	1,547,678	1,393,349
有価証券残高	百万円	654,361	578,970	582,580	591,809	590,653
1株当たり純資産額	円	71.78	21.85	42.49	58.69	39.99
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり 中間純損失金額)	円	111.10	174.82	3.27		
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり 当期純損失金額)	円				156.35	95.82
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円					
自己資本比率	%	2.37	2.78	3.45	2.65	3.16
単体自己資本比率 (国内基準)	%	4.78	5.49	8.30	4.89	7.40
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,850 〔743〕	1,840 〔814〕	1,713 〔586〕	1,774 〔765〕	1,763 〔526〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第108期中、第109期中及び第108期並びに第109期は純損失が計上されているため、また、第110期中は潜在株式がないので記載しておりません。

5 第110期中より、平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

2 【事業の内容】

事業内容の重要な変更

当行の連結子会社である親和ビジネスサービス株式会社は、事務代行業務等を営んでおりましたが、当該業務を株式会社福岡銀行の関係会社に集約したことから、その役割を終えたと判断し、平成20年6月27日付けで解散いたしました。なお、同社は平成20年9月26日に清算が終了しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

親和ビジネスサービス株式会社

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,713 〔586〕	28 〔32〕	1,741 〔618〕

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員598人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、当中間連結会計期間より銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,713 〔586〕
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員584人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、当中間会計期間より銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
4 当行の従業員組合は、親和銀行従業員組合と称し、組合員数は1,487人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

1 経営方針

(1) 経営の基本方針

平成19年10月1日の株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかFG」といいます。）との経営統合を機に、次のグループ経営理念に統一しました。

＜グループ経営理念＞
ふくおかフィナンシャルグループは、
高い感受性と失敗を恐れない行動力を持ち、
未来志向で高品質を追求し、人々の最良な選択を後押しする、
すべてのステークホルダーに対し、価値創造を提供する。

これらによって、お客様や地域社会、株主の皆さま、そして一緒に働く仲間にとっても、価値創造のパートナーとして認められることを目指してまいります。

(2) 中長期的な経営戦略

当行は、ふくおかFGとの経営統合を機に「中期経営計画2008」（平成19年10月～21年3月）を新たに策定し、平成19年10月からスタートさせました。

当行では、バブル経済崩壊以降、不良債権処理問題が足枷となり前向きな営業拡大に踏み込めず、収益基盤の縮小に歯止めがかからない状況が続いておりましたが、本計画では「不良債権問題との訣別」と「抜本的な収益力の強化」を同時かつ早期に実現し、新たな成長ステージへの移行を目指すとともに、長崎県内への経営リソースの集中配分により、「長崎県内のトップバンク」を目指してまいります。

2 経営成績及び財政状態

当中間連結会計期間の日本経済は、世界経済の減速、原油価格の高騰など地球規模での経済変化の影響により、企業の収益環境は大幅に悪化し、また先行きの不透明感から個人消費の停滞も進むなど、景気の停滞感が強まりました。8月には、貿易収支が単月で7ヶ月ぶりに貿易赤字になるなど、世界経済減速の影響は我が国の実態経済にも深刻な影響を及ぼし始めています。

一方、当行の主要営業基盤であります長崎県の地域経済は、生産面では造船業や電子部品・デバイス等、高操業を維持する業種も見られたものの、エネルギーや原材料価格高騰の影響から企業収益が悪化するなど、厳しい状況が続きました。また、公共投資や住宅投資が低調に推移した他、企業収益悪化に伴う雇用・所得環境の回復の遅れや物価上昇の影響などから大型小売店販売額の前年割れが続くなど、長崎県の景気は減速傾向が強まりました。

このような経済情勢のなか、当行は、平成19年10月に、ふくおかFG傘下になったことを機に、グループが持つ不良債権処理ノウハウを活用することで「不良債権処理問題との訣別」を実現し、

事業再構築と併せて、「抜本的な収益力の強化」に取り組みながら、地域社会、お取引先からの信頼回復を図ってまいりました。

平成19年10月に策定した中期経営計画では、地域の皆様に良質な金融サービスを安定的に提供していく県内トップバンクを目指して、次の施策に取り組んでおります。

営業戦略では、営業リソースを長崎県内へ集中投下するとともに、ふくおかFGのグループ力を活かした営業を展開し、サービス品質の向上により顧客基盤を拡大することで抜本的な収益力強化を実現いたします。

リスクマネジメント戦略では、ふくおかFGのノウハウを最大限に活用し、不良債権処理とお取引先の事業再生の早期実現により不良債権問題との訣別を図ります。また、リスク管理の高度化とリスクマネジメント体制構築に取り組めます。

事務・IT戦略では、福岡銀行との事務の統一やシステム統合を実現し効率化を図ります。

人材戦略では、グループで人材育成に組み込み、人的資本の充実と戦略的配置を実現いたします。

クオリティ戦略では、グループ経営理念・ブランディングの浸透による企業カルチャーの変革に加え、コンプライアンス態勢の強化に取り組めます。

このような取り組みの結果、当行グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

総資産につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆583億円となりました。主な内訳としては、貸出金は、不良債権のオフバランス化の影響等を要因として、前中間連結会計期間末比1,471億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆3,040億円となりました。一方、有価証券は、前中間連結会計期間末比56億円増加し、当中間連結会計期間末残高は5,737億円となりました。

負債につきましては、当中間連結会計期間末残高は1兆9,810億円となりました。主な内訳としては、預金・譲渡性預金は、前中間連結会計期間末比1,581億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆9,039億円となりました。

次に損益につきましては、連結経常収益は、前中間連結会計期間比7億12百万円減少の272億10百万円、連結経常費用は、信用コストの大幅減少等を要因として、前中間連結会計期間比882億4百万円減少の313億10百万円となり、連結経常損失は41億円、連結中間純利益は、貸倒引当金戻入益等の計上により48億44百万円となりました。なお、当行グループでの連結自己資本比率につきましては、8.94%となりました。

・キャッシュ・フロー

1 現金及び現金同等物の増減状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動による支出超過などにより、前連結会計年度末比128億94百万円減少し、450億98百万円となりました。

2 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預貸金及びコールローンの増減等により166億45百万円の支出超過（前中間連結会計期間は1,090億97百万円の支出超過）となりました。

3 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入等により37億35百万円の収入超過（前中間連結会計期間は97億71百万円の収入超過）となりました。

4 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により0百万円の支出超過（前中間連結会計期間は996億49百万円の収入超過）となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門では、資金運用収支が貸出金の運用平残の減少等により前中間連結会計期間比28億15百万円減少の157億19百万円、役務取引等収支が為替業務及び代理業務での減少により前中間連結会計期間比4億13百万円減少の30億57百万円、その他業務収支が仕組みローンのデリバティブ評価損が減少したことから前中間連結会計期間比12億87百万円増加の4億14百万円の赤字となりました。国際業務部門では、資金運用収支が1億40百万円となったほか、役務取引等収支19百万円、その他業務収支では28億86百万円の赤字となりました。

この結果、合計では、資金運用収支が前中間連結会計期間比27億9百万円減少の158億60百万円、役務取引等収支が前中間連結会計期間比4億16百万円減少の30億77百万円、その他業務収支が前中間連結会計期間比17億60百万円減少の33億1百万円の赤字となり、収支合算では前中間連結会計期間比48億85百万円減少の156億36百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	18,534	35		18,569
	当中間連結会計期間	15,719	140		15,860
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	22,157	540	87	22,610
	当中間連結会計期間	19,635	290	61	19,865
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,622	505	87	4,040
	当中間連結会計期間	3,915	150	61	4,004
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,470	22		3,493
	当中間連結会計期間	3,057	19		3,077
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,801	36		4,838
	当中間連結会計期間	4,570	33		4,604
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,330	14		1,345
	当中間連結会計期間	1,512	13		1,526
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,701	160		1,541
	当中間連結会計期間	414	2,886		3,301
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	185	165		351
	当中間連結会計期間	157	157		315
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,887	5		1,892
	当中間連結会計期間	571	3,044		3,616

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、資金運用勘定平均残高が前中間連結会計期間比1,031億74百万円減少の2兆961億68百万円となり、有価証券の利回り低下等により資金運用利回りが前中間連結会計期間比0.14ポイント低下の1.86%となりました。また、資金調達勘定平均残高が前中間連結会計期間比1,603億82百万円減少の1兆9,824億85百万円となり、預金等の利回り上昇により資金調達利回りが前中間連結会計期間比0.06ポイント上昇の0.39%となりました。

国際業務部門では、資金運用勘定は、平均残高269億63百万円、利回り2.15%となりました。また、資金調達勘定は、平均残高271億75百万円、利回り1.10%となりました。

この結果、合計で資金運用勘定は平均残高2兆981億45百万円、利回り1.88%となりました。資金調達勘定は平均残高1兆9,846億75百万円、利回り0.40%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,199,342	22,157	2.00
	当中間連結会計期間	2,096,168	19,635	1.86
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,504,158	18,676	2.47
	当中間連結会計期間	1,343,748	16,314	2.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	432	0	0.35
	当中間連結会計期間	231	0	0.85
うち有価証券	前中間連結会計期間	545,588	2,846	1.04
	当中間連結会計期間	572,301	2,592	0.90
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	98,457	280	0.56
	当中間連結会計期間	154,721	504	0.64
うち預け金	前中間連結会計期間	272	0	0.21
	当中間連結会計期間	175	1	1.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,142,867	3,622	0.33
	当中間連結会計期間	1,982,485	3,915	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	2,054,741	2,915	0.28
	当中間連結会計期間	1,880,702	3,123	0.33
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	62,602	157	0.50
	当中間連結会計期間	75,698	204	0.53
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	2	0	0.54
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1,324	4	0.64
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	12,846	123	1.91
	当中間連結会計期間	11,084	122	2.20

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	43,811	540	2.46
	当中間連結会計期間	26,963	290	2.15
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	2,000	13	1.39
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	33,206	357	2.14
	当中間連結会計期間	22,161	230	2.07
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,640	115	4.94
	当中間連結会計期間	1,477	24	3.34
うち預け金	前中間連結会計期間	4,428	18	0.83
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	43,257	505	2.33
	当中間連結会計期間	27,175	150	1.10
うち預金	前中間連結会計期間	901	4	0.95
	当中間連結会計期間	1,347	16	2.37
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	818	12	3.08
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	690	19	5.62
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額()	合計	小計	相殺 消去額()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,243,154	41,643	2,201,510	22,697	87	22,610	2.04
	当中間連結会計期間	2,123,131	24,985	2,098,145	19,926	61	19,865	1.88
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,504,158		1,504,158	18,676		18,676	2.47
	当中間連結会計期間	1,345,748		1,345,748	16,328		16,328	2.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	432		432	0		0	0.35
	当中間連結会計期間	231		231	0		0	0.85
うち有価証券	前中間連結会計期間	578,795		578,795	3,203		3,203	1.10
	当中間連結会計期間	594,463		594,463	2,822		2,822	0.94
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	103,098		103,098	395		395	0.76
	当中間連結会計期間	156,199		156,199	528		528	0.67
うち預け金	前中間連結会計期間	4,700		4,700	18		18	0.80
	当中間連結会計期間	175		175	1		1	1.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,186,124	41,643	2,144,480	4,127	87	4,040	0.37
	当中間連結会計期間	2,009,661	24,985	1,984,675	4,065	61	4,004	0.40
うち預金	前中間連結会計期間	2,055,642		2,055,642	2,919		2,919	0.28
	当中間連結会計期間	1,882,049		1,882,049	3,139		3,139	0.33
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	62,602		62,602	157		157	0.50
	当中間連結会計期間	75,698		75,698	204		204	0.53
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2		2	0		0	0.54
	当中間連結会計期間	818		818	12		12	3.08
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,015		2,015	23		23	2.34
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	12,846		12,846	123		123	1.91
	当中間連結会計期間	11,084		11,084	122		122	2.20

(注) 1 相殺消去額は国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達費用は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、為替業務及び代理業務での減少により45億70百万円となりました。役務取引等費用は15億12百万円となりました。この結果、国際業務部門との合計の役務取引等収益は46億4百万円、役務取引等費用は15億26百万円となり、役務取引等収支は30億77百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,801	36	4,838
	当中間連結会計期間	4,570	33	4,604
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,034		1,034
	当中間連結会計期間	1,206		1,206
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,005	36	2,041
	当中間連結会計期間	1,809	32	1,841
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	27		27
	当中間連結会計期間	22		22
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,364		1,364
	当中間連結会計期間	1,210		1,210
うち保護預り・貸金庫	前中間連結会計期間	56		56
	当中間連結会計期間	43		43
うち保証業務	前中間連結会計期間	314	0	315
	当中間連結会計期間	278	0	279
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,330	14	1,345
	当中間連結会計期間	1,512	13	1,526
うち為替業務	前中間連結会計期間	454	14	469
	当中間連結会計期間	588	13	602

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,001,248	1,327	2,002,576
	当中間連結会計期間	1,836,825	2,371	1,839,197
うち流動性預金	前中間連結会計期間	901,114		901,114
	当中間連結会計期間	812,615		812,615
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,084,781		1,084,781
	当中間連結会計期間	1,001,228		1,001,228
うちその他	前中間連結会計期間	15,353	1,327	16,680
	当中間連結会計期間	22,982	2,371	25,353
譲渡性預金	前中間連結会計期間	59,530		59,530
	当中間連結会計期間	64,787		64,787
総合計	前中間連結会計期間	2,060,778	1,327	2,062,106
	当中間連結会計期間	1,901,612	2,371	1,903,984

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年 9月30日		平成20年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,451,166	100.0	1,304,060	100.0
製造業	132,355	9.12	120,610	9.25
農業	2,223	0.15	1,992	0.15
林業	34	0.00	26	0.00
漁業	13,527	0.93	7,778	0.60
鉱業	4,182	0.29	5,730	0.44
建設業	93,186	6.42	60,592	4.65
電気・ガス・熱供給・水道業	11,151	0.77	15,715	1.20
情報通信業	11,872	0.82	12,050	0.92
運輸業	50,924	3.51	47,077	3.61
卸売・小売業	176,177	12.14	148,134	11.36
金融・保険業	99,205	6.84	71,019	5.45
不動産業	106,913	7.37	94,155	7.22
各種サービス業	298,859	20.59	242,521	18.60
地方公共団体	98,863	6.81	112,989	8.66
その他	351,695	24.24	363,672	27.89
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,451,166		1,304,060	

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	340,427		340,427
	当中間連結会計期間	329,182		329,182
地方債	前中間連結会計期間	28,846		28,846
	当中間連結会計期間	20,281		20,281
社債	前中間連結会計期間	112,455		112,455
	当中間連結会計期間	192,374		192,374
株式	前中間連結会計期間	43,253		43,253
	当中間連結会計期間	14,791		14,791
その他の証券	前中間連結会計期間	1,403	41,694	43,097
	当中間連結会計期間	66	17,078	17,145
合計	前中間連結会計期間	526,385	41,694	568,080
	当中間連結会計期間	556,696	17,078	573,775

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	19,942	14,920	5,022
経費(除く臨時処理分)	14,086	13,472	614
人件費	6,160	6,399	239
物件費	6,807	6,167	640
税金	1,117	905	212
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,855	1,448	4,407
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,855	1,448	4,407
一般貸倒引当金繰入額	34,269		34,269
業務純益	28,413	1,448	29,861
うち債券関係損益	245	2,952	2,707
臨時損益	63,811	5,898	57,913
株式関係損益	1,075	1,447	2,522
不良債権処理損失	60,606	6,656	53,950
貸出金償却		6,419	6,419
個別貸倒引当金繰入額	56,465		56,465
投資損失引当金繰入額	2,378		2,378
その他の債権売却損等	1,763	237	1,526
その他臨時損益	2,129	688	1,441
経常損失	92,224	4,449	87,775
特別損益	5,847	9,690	15,537
うち固定資産処分損益	245	328	83
うち貸倒引当金戻入益		8,718	8,718
うち投資損失引当金戻入益		198	198
税引前中間純利益 (は税引前中間純損失)	98,072	5,240	103,312
法人税、住民税及び事業税	68	70	138
法人税等調整額	2,551	287	2,838
中間純利益(は中間純損失)	100,555	5,457	106,012

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.01	1.85	0.16
(イ)貸出金利回	2.50	2.42	0.08
(ロ)有価証券利回	1.00	0.88	0.12
(2) 資金調達原価	1.62	1.72	0.10
(イ)預金等利回	0.28	0.33	0.05
(ロ)外部負債利回	1.91	2.20	0.29
(3) 総資金利鞘	-	0.13	0.26

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	18.76	4.19	14.57
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	18.76	4.19	14.57
業務純益ベース	91.03	4.19	95.22
中間純利益ベース	322.17	15.81	337.98

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,015,200	1,851,234	163,966
預金(平残)	2,068,050	1,894,268	173,782
貸出金(未残)	1,441,978	1,299,988	141,990
貸出金(平残)	1,485,504	1,340,407	145,097

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,444,805	1,337,711	107,094
法人	569,067	511,151	57,916
合計	2,013,873	1,848,863	165,010

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	236,170	260,700	24,530
住宅ローン残高	196,747	226,352	29,605
その他ローン残高	39,423	34,348	5,075

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,140,939	997,601	143,338
総貸出金残高	百万円	1,441,978	1,299,988	141,990
中小企業等貸出金比率	/ %	79.12	76.73	2.39
中小企業等貸出先件数	件	50,051	45,863	4,188
総貸出先件数	件	50,273	46,071	4,202
中小企業等貸出先件数 比率	/ %	99.55	99.55	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
信用状	35	364	27	315
保証	1,516	20,824	1,379	13,565
計	1,551	21,188	1,406	13,880

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	87,531	25,831
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	49,999	25,831
	利益剰余金	95,888	7,141
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		3,781
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	5,097	5,068
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	5,573	4,887
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	41,166	55,204
繰延税金資産の控除金額()			
計 (A)	41,166	55,204	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	14,462	13,525
	一般貸倒引当金	61,480	39,129
	負債性資本調達手段等	20,740	19,640
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,740	19,640
	計	96,683	72,294
うち自己資本への算入額 (B)	41,166	39,805	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	82,333	95,010	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,131,785	960,613
	オフ・バランス取引等項目	16,295	17,799
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,148,081	978,412
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	106,233	83,939
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,498	6,715
計 (E) + (F) (H)	1,254,314	1,062,352	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		6.56	8.94
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		3.28	5.19

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	87,531	25,831
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	49,999	25,831
	その他資本剰余金		
	利益準備金		
	その他利益剰余金	97,316	5,868
	その他		
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		3,784
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	5,573	4,887
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	34,641	48,858
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	34,641	48,858
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	14,462	13,525
	一般貸倒引当金	61,309	38,975
	負債性資本調達手段等	20,740	19,640
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,740	19,640
	計	96,511	72,141
うち自己資本への算入額 (B)	34,641	39,836	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	69,283	88,695
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,141,270	971,295
	オフ・バランス取引等項目	15,936	14,772
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,157,207	986,068
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	102,840	81,335
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,227	6,506
	計 (E) + (F) (H)	1,260,047	1,067,404
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		5.49	8.30
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		2.74	4.57

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	332	396
危険債権	1,445	840
要管理債権	945	504
正常債権	11,931	11,465

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成19年10月1日のふくおかFGとの経営統合を機に、当行は新生・親和銀行として新たにスタートしましたが、お取引先、預金者、地域社会から早期に信頼を回復し、地域金融機関としての機能を果たしていくことが必要と認識しており、新たに策定した「中期経営計画2008」に掲げております「不良債権問題との訣別」と「抜本的な収益力の強化」の同時かつ早期実現を目指してまいります。

特に、当行の課題である「不良債権問題との訣別」については、ふくおかFGが持つ不良債権処理のノウハウを活用し早期に実現させるとともに、事業再構築と併せて、地域社会、お取引先からの信頼を回復させてまいります。

さらに財務健全性およびサービス品質を向上させることで顧客基盤の拡大を図り、プラス成長を確実なものとし、新たな成長ステージへの移行を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に売却した主要な設備は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員 数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行		旧渡鹿社宅	熊本市	社宅	2,857	187	0		187	
		旧熊本支店	熊本市	店舗	730	263	0		263	

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。

(2) 当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、売却等の計画は次のとおりであります。

新設

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払 額			
当行		日野支店	佐世保市	新築	店舗	243		自己資金	平成21年2月	平成21年7月
		大村支店	大村市	新築	店舗	484		自己資金	平成21年2月	平成21年8月

売却

銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行		旧大名支店	福岡市中央区	店舗	1,199	平成20年10月
		旧八幡支店	北九州市八幡西区	店舗	250	平成20年10月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,200,000,000
計	2,200,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,668,437,896	1,668,437,896		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
計	1,668,437,896	1,668,437,896		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年8月25日 (注1)		1,668,437	67,949,438	25,831,776		56,249,957
平成20年8月25日 (注2)		1,668,437		25,831,776	30,418,181	25,831,776

(注) 1 会社法第447条第1項及び銀行法第5条第3項に基づき、資本金を取崩し、欠損てん補したものであります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、欠損てん補したものであります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	1,668,437	100.00
計		1,668,437	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,668,437,000	1,668,437	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 896		同上
発行済株式総数	1,668,437,896		
総株主の議決権		1,668,437	

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

当行株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則、銀行法施行規則及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月15日内閣府令65号)附則第12条第3項に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則、銀行法施行規則及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月15日内閣府令65号)附則第11条第3項に基づき作成しております。

- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は新日本監査法人の中間監査を受け、また、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表は新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【中間連結財務諸表等】
 (1)【中間連結財務諸表】
 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	7 71,840	7 49,075	7 58,748
コールローン及び買入手形	164,672	137,256	106,591
買入金銭債権	20,571	767	801
商品有価証券	1,344	155	676
金銭の信託	5 3,598	-	5 3,524
有価証券	7, 14 568,080	7, 14 573,775	7, 14 580,836
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,451,166	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,304,060	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,399,872
外国為替	6 1,781	6 1,440	6 1,514
その他資産	7 11,380	7 9,107	7 8,448
有形固定資産	9, 10, 11 52,700	9, 10 49,685	9, 10, 11 50,739
無形固定資産	1,299	1,400	1,259
繰延税金資産	20,755	23,365	24,176
支払承諾見返	14 14,457	17,915	13,792
貸倒引当金	5 170,688	5 109,572	5 136,875
投資損失引当金	58	110	88
資産の部合計	2,212,902	2,058,322	2,114,017
負債の部			
預金	2,002,576	7 1,839,197	7 1,921,357
譲渡性預金	59,530	64,787	45,068
コールマネー及び売渡手形	-	2,071	-
借入金	12 12,659	12 11,384	12 11,841
外国為替	26	11	16
社債	13 15,000	13 15,000	13 15,000
その他負債	15,980	13,544	15,057
退職給付引当金	10,121	3,525	4,273
睡眠預金払戻損失引当金	386	464	423
再評価に係る繰延税金負債	9 13,755	9 12,906	9 13,194
負ののれん	285	270	277
支払承諾	14 14,457	17,915	13,792
負債の部合計	2,144,778	1,981,079	2,040,302

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	87,531	25,831	93,781
資本剰余金	49,999	25,831	56,249
利益剰余金	95,888	7,141	96,480
株主資本合計	41,642	58,805	53,550
その他有価証券評価差額金	3,000	3,781	2,466
土地再評価差額金	⁹ 18,383	⁹ 17,150	⁹ 17,560
評価・換算差額等合計	21,383	13,369	15,094
少数株主持分	5,097	5,068	5,069
純資産の部合計	68,123	77,242	73,714
負債及び純資産の部合計	2,212,902	2,058,322	2,114,017

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	27,922	27,210	56,203
資金運用収益	22,610	19,865	43,798
(うち貸出金利息)	18,676	16,328	36,238
(うち有価証券利息配当金)	3,204	2,823	5,821
役務取引等収益	4,838	4,604	9,420
その他業務収益	351	315	2,442
その他経常収益	122	2,425	542
経常費用	119,514	31,310	151,273
資金調達費用	4,046	4,004	8,174
(うち預金利息)	2,919	3,139	6,134
役務取引等費用	1,345	1,526	2,911
その他業務費用	1,892	3,616	6,098
営業経費	13,992	13,903	27,595
その他経常費用	※1 98,236	※1 8,260	※1 106,492
経常損失(△)	△91,591	△4,100	△95,069
特別利益	824	9,608	4,756
固定資産処分益		190	23
貸倒引当金戻入益		8,023	—
償却債権取立益		1,390	2,526
退職給付信託設定益		—	2,205
その他の特別利益		5	—
特別損失	※2 6,651	720	9,063
固定資産処分損		519	726
減損損失		※2 201	※2 7,922
その他の特別損失		—	414
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△97,417	4,787	△99,377
法人税、住民税及び事業税	157	258	82
法人税等還付税額	△96	—	△153
法人税等調整額	2,830	△314	2,446
法人税等合計		△55	
少数株主損失(△)	△6	△0	△33
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,303	4,844	△101,718

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	45,213	93,781	45,213
当中間期変動額			
新株の発行	49,999	—	56,249
減資	△7,682	△67,949	△7,682
当中間期変動額合計	42,317	△67,949	48,567
当中間期末残高	87,531	25,831	93,781
資本剰余金			
前期末残高	42,442	56,249	42,442
当中間期変動額			
新株の発行	49,999	—	56,249
資本剰余金の取崩	△42,442	△30,418	△42,442
当中間期変動額合計	7,557	△30,418	13,807
当中間期末残高	49,999	25,831	56,249
利益剰余金			
前期末残高	△49,646	△96,480	△49,646
当中間期変動額			
減資	7,682	67,949	7,682
資本剰余金の取崩	42,442	30,418	42,442
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,303	4,844	△101,718
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
連結子会社の増加	697	—	697
当中間期変動額合計	△46,242	103,621	△46,833
当中間期末残高	△95,888	7,141	△96,480
株主資本合計			
前期末残高	38,008	53,550	38,008
当中間期変動額			
新株の発行	99,999	—	112,499
減資	—	—	—
資本剰余金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,303	4,844	△101,718
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
連結子会社の増加	697	—	697
当中間期変動額合計	3,633	5,254	15,541
当中間期末残高	41,642	58,805	53,550

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,753	△2,466	3,753
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△752	△1,314	△6,219
当中間期変動額合計	△752	△1,314	△6,219
当中間期末残高	3,000	△3,781	△2,466
土地再評価差額金			
前期末残高	21,623	17,560	21,623
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,239	△410	△4,062
当中間期変動額合計	△3,239	△410	△4,062
当中間期末残高	18,383	17,150	17,560
評価・換算差額等合計			
前期末残高	25,376	15,094	25,376
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,992	△1,724	△10,282
当中間期変動額合計	△3,992	△1,724	△10,282
当中間期末残高	21,383	13,369	15,094
少数株主持分			
前期末残高	5,073	5,069	5,073
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24	△1	△3
当中間期変動額合計	24	△1	△3
当中間期末残高	5,097	5,068	5,069
純資産合計			
前期末残高	68,458	73,714	68,458
当中間期変動額			
新株の発行	99,999	—	112,499
減資	—	—	—
資本剰余金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,303	4,844	△101,718
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
連結子会社の増加	697	—	697
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,967	△1,726	△10,285
当中間期変動額合計	△334	3,528	5,256
当中間期末残高	68,123	77,242	73,714

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△97,417	4,787	△99,377
減価償却費	709	631	1,352
減損損失	6,392	201	7,922
負ののれん償却額	△0	△7	△7
貸倒引当金の増減(△)	46,139	△27,302	12,326
投資損失引当金の増減額(△は減少)	16	22	46
賞与引当金の増減額(△は減少)	△821	—	△821
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△930	△748	△6,777
退職給付信託設定損益(△は益)	—	—	△2,205
退職給付信託設定拠出額	—	—	5,203
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	386	41	423
資金運用収益	△22,610	△19,865	△43,798
資金調達費用	4,046	4,004	8,174
有価証券関係損益(△)	1,355	1,489	7,752
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△0	—	△1
為替差損益(△は益)	△105	△90	△23
固定資産処分損益(△は益)	245	328	702
貸出金の純増(△)減	115,180	95,811	166,474
預金の純増減(△)	△108,163	△82,160	△189,382
譲渡性預金の純増減(△)	5,092	19,718	△9,368
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△1,075	△456	△1,893
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△9,619	△3,221	394
コールローン等の純増(△)減	△23,889	△30,631	53,953
コールマネー等の純増減(△)	—	2,071	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△47,571	—	△47,571
外国為替(資産)の純増(△)減	4,020	73	4,288
外国為替(負債)の純増減(△)	9	△5	△1
資金運用による収入	22,377	20,288	44,749
資金調達による支出	△3,404	△4,625	△6,975
その他	129	2,954	2,635
小計	△109,508	△16,689	△91,807
法人税等の還付額	592	165	603
法人税等の支払額	△181	△121	△222
営業活動によるキャッシュ・フロー	△109,097	△16,645	△91,426

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△113,716	△132,583	△365,644
有価証券の売却による収入	87,494	99,717	289,645
有価証券の償還による収入	36,471	36,542	54,016
金銭の信託の増加による支出	△86	—	△122
金銭の信託の減少による収入	120	—	231
有形固定資産の取得による支出	△535	△411	△999
有形固定資産の売却による収入	235	865	271
無形固定資産の取得による支出	△127	△395	△327
無形固定資産の売却による収入	—	0	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△85	—	※2 △85
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,771	3,735	△23,014
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	99,649	—	112,105
配当金の支払額	△0	△0	△0
その他	—	—	△414
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,649	△0	111,690
現金及び現金同等物に係る換算差額	12	15	8
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	336	△12,894	△2,742
現金及び現金同等物の期首残高	60,735	57,992	60,735
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 61,071	※1 45,098	※1 57,992

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社 会社名 親和ビジネスサービス株式会社 しんわ不動産サービス株式会社 株式会社親和経済文化研究所 しんわベンチャーキャピタル株式会社 親和コーポレート・パートナーズ株式会社 西九州保証サービス株式会社 しんわディーシーカード株式会社 しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合 九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合 なお、しんわディーシーカード株式会社は、平成19年9月26日に株式会社九州親和ホールディングスが保有する同社株式を当行が譲受けたことにより、連結子会社となりました。 また、しんわ不動産サービス株式会社は平成19年9月30日に株主総会の決議により解散し、現在清算手続き中であります。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社親和経済文化研究所 しんわベンチャーキャピタル株式会社 親和コーポレート・パートナーズ株式会社 西九州保証サービス株式会社 しんわディーシーカード株式会社 しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合 九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合 なお、親和ビジネスサービス株式会社は、平成20年9月26日をもって清算いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 8社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 しんわディーシーカード株式会社は、平成19年9月26日に株式会社九州親和ホールディングスが保有する同社株式を当行が譲受けたことにより、連結子会社となりました。 前連結会計年度において連結子会社であったしんわ不動産サービス株式会社は、平成20年1月29日をもって清算いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 7社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 5社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 6社
	(2) 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(2) 同左	(2) 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ64百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ61百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ103百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ85百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費 全額を費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間連結会計期間より財務内容の健全化のため、前連結会計年度末に計上した繰延資産を含む全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ464百万円増加しております。</p> <p>社債発行費 全額を費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間連結会計期間より財務内容の健全化のため、前連結会計年度末に計上した繰延資産の全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ69百万円増加しております。</p>	(5)	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費 全額を費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当連結会計年度より財務内容の健全化のため、前連結会計年度末に計上した繰延資産を含む全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ411百万円増加しております。</p> <p>社債発行費 全額を費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当連結会計年度より財務内容の健全化のため、前連結会計年度末に計上した繰延資産の全額を費用として処理しております。この変更による連結財務諸表等に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は86,884百万円です。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は56,253百万円です。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,004百万円です。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>また、当中間連結会計期間より上記キャッシュ・フロー見積法を適用したことに伴い、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合と比べ、28,515百万円増加しております。</p>	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>また、当連結会計年度より上記キャッシュ・フロー見積法を適用したことに伴い、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合と比べ、21,483百万円増加しております。</p>
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) (追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上していましたが、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間連結会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。	(8)	(8) (追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上していましたが、当連結会計年度より、連結財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当連結会計年度に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 (追加情報) 過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		が短くなったことに伴い、平均 残存勤務期間内の一定の年数を 10年から9年に変更しております。 なお、この変更に伴う損益 に与える影響は軽微でありま す。	
	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の 計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金 は、当中間連結会計期間から 負債計上を中止した預金に関 して、過去の支払実績等を勘 案して必要と認められる額を 計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預 金の預金者への払戻は、払戻 時の費用として処理しており ましたが、「租税特別措置法 上の準備金及び特別法上の引 当金又は準備金並びに役員退 職慰労引当金等に関する監査 上の取扱い」(日本公認会計士 協会監査・保証実務委員会報 告第42号平成19年4月13日)が 当中間連結会計期間から適用 されたことに伴い、上記引当 金を計上しております。これ により、従来の方法に比べ経 常費用は386百万円増加し、経 常損失、税金等調整前中間純 損失は386百万円それぞれ増加 しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の 計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金 は、負債計上を中止した預金 に関して、過去の支払実績等 を勘案して必要と認められる 額を計上しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の 計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金 は、当連結会計年度から負債 計上を中止した預金に関し て、過去の支払実績等を勘案 して必要と認められる額を計 上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した 預金の預金者への払戻は、払 戻時の費用として処理して おりましたが、「租税特別措置 法上の準備金及び特別法上の 引当金又は準備金並びに役員 退職慰労引当金等に関する監 査上の取扱い」(日本公認会計 士協会監査・保証実務委員会 報告第42号平成19年4月13日) が当連結会計年度から適用さ れたことに伴い、上記引当 金を計上しております。これ により、従来の方法に比べ経 常費用は423百万円増加し、経 常損失、税金等調整前当期純 損失はそれぞれ同額増加して おります。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基 準</p> <p>当行の外貨建資産・負債につ いては、中間連結決算日の為替 相場による円換算額を付して おります。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基 準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基 準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、 連結決算日の為替相場による円 換算額を付しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に準じた 会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移 転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20 年4月1日前に開始する連結会計 年度に属するものについては、通 常の賃貸借取引に準じた会計処理 によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に準じた 会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(13)	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左
		(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
	(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に当たり、事業用資産については、グルーピングの単位をエリア制の店舗についてはエリア単位としておりましたが、営業推進体制の見直しによりエリア制を廃止したため、営業店単位(出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング)に変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、税金等調整前中間純損失が1,092百万円増加しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴ない、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は319百万円、「その他負債」中のリース債務は335百万円増加しております。また、これによる中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に当たり、事業用資産については、グルーピングの単位をエリア制の店舗についてはエリア単位としておりましたが、営業推進体制の見直しによりエリア制を廃止したため、営業店単位(出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング)に変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、税金等調整前当期純損失が1,304百万円増加しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1 当行並びに株式会社九州親和ホールディングス（以下、「九州親和ホールディングス」といいます。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）は、平成19年7月3日開催の取締役会において、株主の承認及び関係当局の認可等を前提として、九州親和ホールディングスの保有する当行及びしんわディーシーカード株式会社の全株式をふくおかフィナンシャルグループに平成19年10月1日以降において総額760億円で譲渡すること等を約した株式譲渡契約を締結することを決議しております。</p> <p>2 株式の譲渡に係る平成19年8月29日付九州親和ホールディングス臨時株主総会における承認及び平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、ふくおかフィナンシャルグループによる当行の子会社化に係る全ての前提条件が充足されたため、平成19年9月28日、当行はふくおかフィナンシャルグループを引受先とする第三者割当増資を実施し、発行総額約1,000億円の資本支援を受けております。</p>		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は7,658百万円、延滞債権額は178,159百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については該当ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は93,164百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は10,316百万円、延滞債権額は116,727百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は593百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は48,899百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は6,622百万円、延滞債権額は139,797百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については該当ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は76,399百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)										
<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は278,982百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は77,468百万円であります。</p> <p>なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を40,727百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額118,196百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,554百万円であります。</p> <p>7 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,681百万円及び預け金4百万円、その他資産562百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,399百万円であります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は176,536百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は48,771百万円であります。</p> <p>なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を39,547百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額88,318百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,790百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="651 1518 991 1615"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>53百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="651 1621 991 1648"> <tr> <td>預金</td> <td>886百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,213百万円及びその他資産6百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は65百万円であります。</p>	現金預け金	1百万円	その他資産	53百万円	預金	886百万円	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は222,820百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は62,423百万円であります。</p> <p>なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を40,084百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額102,507百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,278百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1066 1518 1406 1581"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>559百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1066 1588 1406 1615"> <tr> <td>預金</td> <td>1,735百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,558百万円及びその他資産6百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は100百万円であります。</p>	現金預け金	559百万円	預金	1,735百万円
現金預け金	1百万円											
その他資産	53百万円											
預金	886百万円											
現金預け金	559百万円											
預金	1,735百万円											

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、429,390百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが425,969百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、411,852百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが411,832百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、400,640百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>9 同左</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">17,754百万円</p>
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">34,180百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">28,461百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">30,092百万円</p>
<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p style="text-align: right;">9,317百万円</p>		<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p style="text-align: right;">8,958百万円</p>
<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>
<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,404百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,270百万円減少します。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,422百万円であります。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,523百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																					
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額92,979百万円、株式等償却1,007百万円を含んでおります。</p> <p>2 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>590百万円</td> </tr> </table> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>12か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2,771百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>19か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2,937百万円</td> </tr> </table> <p>当行グループは、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6,392百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグループピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <table border="0"> <tr> <td>共用資産</td> </tr> <tr> <td>銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する資産</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>店舗・社宅跡地等</td> </tr> <tr> <td>連結子会社</td> </tr> </table>	長崎県内	15か所	減損損失額	92百万円	長崎県外	7か所	減損損失額	590百万円	長崎県内	12か所	減損損失額	2,771百万円	長崎県外	19か店	減損損失額	2,937百万円	共用資産	銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)	事業用資産	事業の用に供する資産	遊休資産	店舗・社宅跡地等	連結子会社	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却6,443百万円を含んでおります。</p> <p>2 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>5か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>103百万円</td> </tr> </table> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>-か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>-百万円</td> </tr> </table> <p>当行グループは、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(201百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグループピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <table border="0"> <tr> <td>共用資産</td> </tr> <tr> <td>銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する資産</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>店舗・社宅跡地等</td> </tr> <tr> <td>連結子会社</td> </tr> </table>	長崎県内	2か所	減損損失額	28百万円	長崎県外	5か所	減損損失額	103百万円	長崎県内	3か所	減損損失額	69百万円	長崎県外	-か店	減損損失額	-百万円	共用資産	銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)	事業用資産	事業の用に供する資産	遊休資産	店舗・社宅跡地等	連結子会社	<p>1 その他の経常費用には、株式等償却4,538百万円、債権売却損7,348百万円を含んでおります。</p> <p>2 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産等(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>31か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>1,124百万円</td> </tr> </table> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>14か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2,984百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>27か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>3,691百万円</td> </tr> </table> <p>当行グループは、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(7,922百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグループピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <table border="0"> <tr> <td>共用資産</td> </tr> <tr> <td>銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する資産</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>店舗・社宅跡地等</td> </tr> <tr> <td>連結子会社</td> </tr> </table>	長崎県内	15か所	減損損失額	122百万円	長崎県外	31か所	減損損失額	1,124百万円	長崎県内	14か店	減損損失額	2,984百万円	長崎県外	27か店	減損損失額	3,691百万円	共用資産	銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)	事業用資産	事業の用に供する資産	遊休資産	店舗・社宅跡地等	連結子会社
長崎県内	15か所																																																																						
減損損失額	92百万円																																																																						
長崎県外	7か所																																																																						
減損損失額	590百万円																																																																						
長崎県内	12か所																																																																						
減損損失額	2,771百万円																																																																						
長崎県外	19か店																																																																						
減損損失額	2,937百万円																																																																						
共用資産																																																																							
銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)																																																																							
事業用資産																																																																							
事業の用に供する資産																																																																							
遊休資産																																																																							
店舗・社宅跡地等																																																																							
連結子会社																																																																							
長崎県内	2か所																																																																						
減損損失額	28百万円																																																																						
長崎県外	5か所																																																																						
減損損失額	103百万円																																																																						
長崎県内	3か所																																																																						
減損損失額	69百万円																																																																						
長崎県外	-か店																																																																						
減損損失額	-百万円																																																																						
共用資産																																																																							
銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)																																																																							
事業用資産																																																																							
事業の用に供する資産																																																																							
遊休資産																																																																							
店舗・社宅跡地等																																																																							
連結子会社																																																																							
長崎県内	15か所																																																																						
減損損失額	122百万円																																																																						
長崎県外	31か所																																																																						
減損損失額	1,124百万円																																																																						
長崎県内	14か店																																																																						
減損損失額	2,984百万円																																																																						
長崎県外	27か店																																																																						
減損損失額	3,691百万円																																																																						
共用資産																																																																							
銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)																																																																							
事業用資産																																																																							
事業の用に供する資産																																																																							
遊休資産																																																																							
店舗・社宅跡地等																																																																							
連結子会社																																																																							

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(ロ) グルーピングの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング 事業用資産 原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング 遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 連結子会社 個社毎にグルーピング (回収可能価額の算定方法等) 当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成19年7月1日改正)」等に基づき算定しております。</p>	<p>(ロ) グルーピングの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング 事業用資産 原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング 遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 連結子会社 個社毎にグルーピング (回収可能価額の算定方法等) 当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成19年7月1日改正)」等に基づき算定しております。</p>	<p>(ロ) グルーピングの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング 事業用資産 原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング 遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 連結子会社 個社毎にグルーピング (回収可能価額の算定方法等) 当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成19年7月1日改正)」等に基づき算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	560,671	884,955		1,445,626	(注)
第一回優先株式	30,000			30,000	
合計	590,671	884,955		1,475,626	

(注)平成19年9月28日付、第三者割当増資による増加であります。発行価格 113円 資本組入額 56.5円

2 配当に関する事項

該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	1,668,437			1,668,437	
合計	1,668,437			1,668,437	

2 配当に関する事項

該当ありません。

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	560,671	1,107,765	-	1,668,437	(注) 1
第一回優先株式	30,000	-	30,000	-	(注) 2
合計	590,671	1,107,765	30,000	1,668,437	

(注) 1 平成19年9月28日付、第三者割当増資(884,955千株、発行価格 113円、資本組入額 56.5円)及び平成20年3月24日付、株主割当増資(110,619千株、発行価格 113円、資本組入額 56.5円)による新株発行、並びに平成19年10月1日付、第一回優先株式の普通株式への転換(112,191千株)による増加であります。

2 普通株式への転換による減少であります。

2 配当に関する事項

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																						
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成19年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>71,840</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>10,004</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>497</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>150</td></tr> <tr><td>郵便振替</td><td>116</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>61,071</td></tr> </table>	現金預け金勘定	71,840	定期預け金	10,004	当座預け金	497	普通預け金	150	郵便振替	116	現金及び現金同等物	61,071	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成20年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>49,075</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>1</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>402</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>50</td></tr> <tr><td>郵便振替</td><td>104</td></tr> <tr><td>その他預け金 (除く日銀預け金)</td><td>3,417</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>45,098</td></tr> </table>	現金預け金勘定	49,075	定期預け金	1	当座預け金	402	普通預け金	50	郵便振替	104	その他預け金 (除く日銀預け金)	3,417	現金及び現金同等物	45,098	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成20年 3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>58,748</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>586</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>84</td></tr> <tr><td>郵便振替</td><td>78</td></tr> <tr><td>その他預け金 (除く日銀預け金)</td><td>4</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>57,992</td></tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たにしんわディーシーカード株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資 産</td><td>1,905</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td>276</td></tr> <tr><td>負 債</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td>40</td></tr> <tr><td>しんわディーシーカード株式会社の株式取得価額</td><td>87</td></tr> <tr><td>既所有株式</td><td>1</td></tr> <tr><td>しんわディーシーカード株式会社の現金及び現金同等物</td><td>0</td></tr> <tr><td>差引：しんわディーシーカード株式会社取得のための支出</td><td>85</td></tr> </table>	現金預け金勘定	58,748	当座預け金	586	普通預け金	84	郵便振替	78	その他預け金 (除く日銀預け金)	4	現金及び現金同等物	57,992	資 産	1,905	負ののれん	276	負 債	1,500	少数株主持分	40	しんわディーシーカード株式会社の株式取得価額	87	既所有株式	1	しんわディーシーカード株式会社の現金及び現金同等物	0	差引：しんわディーシーカード株式会社取得のための支出	85
現金預け金勘定	71,840																																																							
定期預け金	10,004																																																							
当座預け金	497																																																							
普通預け金	150																																																							
郵便振替	116																																																							
現金及び現金同等物	61,071																																																							
現金預け金勘定	49,075																																																							
定期預け金	1																																																							
当座預け金	402																																																							
普通預け金	50																																																							
郵便振替	104																																																							
その他預け金 (除く日銀預け金)	3,417																																																							
現金及び現金同等物	45,098																																																							
現金預け金勘定	58,748																																																							
当座預け金	586																																																							
普通預け金	84																																																							
郵便振替	78																																																							
その他預け金 (除く日銀預け金)	4																																																							
現金及び現金同等物	57,992																																																							
資 産	1,905																																																							
負ののれん	276																																																							
負 債	1,500																																																							
少数株主持分	40																																																							
しんわディーシーカード株式会社の株式取得価額	87																																																							
既所有株式	1																																																							
しんわディーシーカード株式会社の現金及び現金同等物	0																																																							
差引：しんわディーシーカード株式会社取得のための支出	85																																																							

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として事務機器及び備品であります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 4,025百万円 合計 4,025百万円 減価償却累計額相当額 動産 2,250百万円 合計 2,250百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 1,775百万円 合計 1,775百万円 (注) 取得価額相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間連結会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,349百万円 無形固定資産 33百万円 合計 2,383百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 701百万円 無形固定資産 5百万円 合計 706百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,647百万円 無形固定資産 28百万円 合計 1,676百万円	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 4,596百万円 合計 4,596百万円 減価償却累計額相当額 動産 2,611百万円 合計 2,611百万円 年度末残高相当額 動産 1,984百万円 合計 1,984百万円 (注) 取得価額相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当連結会計年度より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 570百万円 1年超 1,247百万円 合計 1,817百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間連結会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 413百万円 1年超 1,297百万円 合計 1,710百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 507百万円 1年超 1,514百万円 合計 2,022百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当連結会計年度より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 349百万円 減価償却費相当額 314百万円 支払利息相当額 30百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 268百万円 減価償却費相当額 252百万円 支払利息相当額 28百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 750百万円 減価償却費相当額 675百万円 支払利息相当額 54百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
<p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 273百万円 1年超 549百万円 合計 822百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 270百万円 1年超 427百万円 合計 698百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 278百万円 1年超 426百万円 合計 704百万円

(有価証券関係)

1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	31,863	40,791	8,927
債券	476,775	473,642	3,132
国債	343,598	340,427	3,170
地方債	28,881	28,846	35
社債	104,295	104,369	73
その他	44,095	43,066	1,028
合計	552,734	557,500	4,766

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,007百万円であります。

なお、減損処理にあっては、従来は個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断し減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を以下のとおり見直し、減損処理を行っております。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,493
私募事業債	8,086

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	17,008	13,074	3,934
債券	535,096	535,944	847
国債	327,792	329,182	1,389
地方債	20,338	20,281	57
社債	186,965	186,480	484
その他	18,805	17,117	1,687
合計	570,910	566,136	4,774

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。その結果、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券及びその他有価証券評価差額金は、7,913百万円増加しております。

2 その他有価証券で時価(市場価格又は合理的に算定された価額)のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,372百万円(うち株式207百万円、債券2,164百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

従来は、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価の30%以上下落した銘柄については、全て当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として減損処理しておりましたが、当中間連結会計期間より減損判定基準を金融環境の変化等を踏まえ、上記基準に変更しております。この変更による有価証券の減損額への影響は、当中間連結会計期間では4,149百万円減少しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,744
私募事業債	5,894

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	676	3

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	25,386	24,721	664	2,248	2,913
債券	527,972	525,824	2,147	1,928	4,076
国債	366,867	364,007	2,860	1,102	3,962
地方債	17,987	17,991	4	88	84
社債	143,116	143,825	708	738	29
その他	22,398	20,913	1,485	0	1,485
合計	575,756	571,458	4,297	4,176	8,474

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、9,200百万円(うち、株式4,538百万円、その他債券4,661百万円)であります。

なお、減損処理にあっては、従来は個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断し減損処理を行っていましたが、当連結会計年度より、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を以下のとおり見直し、減損処理を行っております。

市場価格のある株式

連結会計年度末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	288,709	2,235	788

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,378
私募事業債	6,999

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	66,009	311,691	79,692	75,430
国債	49,035	191,617	47,924	75,430
地方債	6,467	11,422	101	
社債	10,507	108,650	31,666	
その他		18,896	1,970	
合計	66,009	330,587	81,662	75,430

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,598	3,598	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,524	3,524			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,766
その他有価証券	4,766
()繰延税金負債	1,766
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,000
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,000

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,774
その他有価証券	4,774
(+)繰延税金資産	993
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,781
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,781

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,297
その他有価証券	4,297
(+)繰延税金資産	1,831
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,466
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,466

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	310	1	1
	金利オプション			
	その他			
	合計		1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	7,514	45	45
	為替予約	174	0	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		45	45

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	27,500	1,535	1,535
	合計		1,535	1,535

(注) 1 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	34,825	84	83
	為替予約	757	8	8
	通貨オプション			
	その他			
	合計		76	74

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	5,000	214	214
	合計		214	214

(注) 1 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の当初貸出実行額を表示しております。

3 当該複合金融商品のうち、時価評価対象商品を表示しております。

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引（クーポンスワップ取引を含む）・為替予約取引等、その他にクレジットデリバティブ取引等を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、貸出金、有価証券等に係る市場関連リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を活用することとし、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)の取引は一定の取引枠や損失限度額を設けて行う方針であります。

(3) 取引の利用目的

当行は、固定金利運用・調達に係る金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引・金利先物取引等を、外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び流動性リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引（クーポンスワップ取引を含む）・為替予約取引等を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを内包しております。

市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しております。金利関連、通貨関連のデリバティブ取引は主にヘッジ目的の取引であるため、これら取引のもたらすリスクは小さいと考えております。

また、有価証券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクの市場リスクを有しておりますが、市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には迅速な対応ができるよう管理体制を整備しております。

なお、信用リスクにつきましては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有する銀行及び証券会社との取引を基本とし、かつ経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変動に対して機動的に対応することに努めております。また、クレジットデリバティブの信用リスクにつきましては、取引ごとの含み損益を市場実勢を基に算出して管理を行っております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

ポジション枠やアラーム・ポイント、権限等を定めた「市場取引運用基準」及び「経営管理部取引権限規定」に基づき、経営管理部市場営業室においてデリバティブ取引の実行及び管理を行っております。

契約額・限度枠等の取引実行状況は、行内ミドル部門であるリスク管理部が月次で把握し担当役員及び親会社等に報告しております。

(6) 「取引の時価等に関する事項」についての補足説明

金利スワップ取引、一部の通貨スワップ取引（クーポンスワップ取引）、クレジットデリバティブ取引における想定元本金額の受け払いは、実際には行われず、単に交換金額を計算するための算出基礎であります。従って想定元本額がそのまま市場リスク、信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション				
店頭	通貨スワップ 為替予約	18,633	15,126	18	17
	売建	165		1	1
	買建	1,823		0	0
	通貨オプション その他				
	合計			20	19

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品 (貸出金)	27,500	27,500	984	984
	合計			984	984

(注) 1 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の当初貸出実行額を表示しております。

3 当該複合金融商品のうち、時価評価対象商品を表示しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	22.84	43.25	41.14
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり中間 (当期)純損失金額)	円	174.38	2.90	95.16

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間純利益(は中間 (当期)純損失)	百万円	100,303	4,844	101,718
普通株主に帰属しない 金額	百万円			
普通株式に係る中間純利 益(は中間(当期)純損 失)	百万円	100,303	4,844	101,718
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	575,179	1,668,437	1,068,916
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 金額の算定に含めなかつ た潜在株式の概要		第一回優先株式 (発行済株式数30,000,000株)		

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が計上されているため、当中間連結会計期間は潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成19年 9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年 9月30日	前連結会計年度末 平成20年 3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	68,123	77,242	73,714
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	35,097	5,068	5,069
(うち第一回優先株式)	30,000		
(うち少数株主持分)	5,097	5,068	5,069
普通株式に係る中間期末 の純資産額(百万円)	33,026	72,174	68,644
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数(千株)	1,445,626	1,668,437	1,668,437

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>平成19年10月1日、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。)は、平成19年7月3日付けで締結した「株式譲渡契約」に基づき、株式会社九州親和ホールディングスより当行の発行する普通株式560,671,954株及び優先株式30,000,000株を取得しております。</p> <p>なお、ふくおかフィナンシャルグループが取得した優先株式30,000,000株については、平成19年10月1日付けで普通株式への転換がされました。それに伴い増加した普通株式の数は112,191,473株、増加後の普通株式の発行済株式の総数は1,557,818,427株となりました。</p>	<p>当行、株式会社福岡銀行(以下、「福岡銀行」)および株式会社熊本ファミリー銀行(以下、「熊本ファミリー銀行」)は、平成20年11月14日開催の各行取締役会において、当行および熊本ファミリー銀行が両行の事業再生事業および不良債権関連事業を会社分割により福岡銀行へ承継させることを協議する基本合意書を締結することについて決議し、同日分割当事会社間で基本合意書を締結いたしました。</p>	<p>1 平成20年5月26日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の定時株主総会での承認および関係当局の認可を前提として、減資および資本準備金の減少、ならびにその他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えを決議しております。</p> <p>(1) 資本の減少 目的 平成20年3月期末における繰越損失98,367,619,548円を一掃するため。 減少する資本金の額 資本金の額93,781,214,209円を67,949,438,130円減少して、25,831,776,079円とする。 資本金減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。 欠損の填補に充てる額 67,949,438,130円 資本減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年7月31日(予定) c 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p> <p>(2) 資本準備金の減少 目的 平成20年3月期末における繰越損失98,367,619,548円を一掃するため。 減少する資本準備金の額 資本準備金の額 56,249,957,498円を 30,418,181,418円減少して、 25,831,776,080円とする。 欠損の填補に充てる額 30,418,181,418円 資本準備金減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年7月31日(予定) c 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
		<p>(3) その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替え</p> <p>目的 平成20年 3月期末における繰越損失98,367,619,548円を一掃するため。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの額 減資および資本準備金の減少に伴ない、その他資本剰余金に振り替えた額98,367,619,548円を繰越利益剰余金へ振り替える。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの日程</p> <p>a 株主総会決議日 平成20年 6月27日(予定)</p> <p>b 効力発生日 平成20年 8月25日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 71,833	8 49,066	8 58,741
コールローン	164,672	137,256	106,591
買入金銭債権	19,750	2	10
商品有価証券	1,344	155	676
金銭の信託	6 3,598	-	6 3,524
有価証券	1, 8, 15 578,970	1, 8, 15 582,580	1, 8, 15 590,653
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,441,978	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,299,988	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,393,349
外国為替	7 1,781	7 1,440	7 1,514
その他資産	8 11,178	8 6,891	8 8,218
有形固定資産	10, 11, 12 52,687	10, 11, 12 49,675	10, 11, 12 50,727
無形固定資産	1,295	1,397	1,256
繰延税金資産	20,655	23,419	24,268
支払承諾見返	15 14,098	13,880	13,376
貸倒引当金	6 164,486	6 105,208	6 133,090
投資損失引当金	5,662	5,631	5,829
資産の部合計	2,213,696	2,054,915	2,113,988
負債の部			
預金	2,015,200	8 1,851,234	8 1,933,687
譲渡性預金	59,530	64,787	45,068
コールマネー	-	2,071	-
借入金	13 12,659	13 11,384	13 11,841
外国為替	26	11	16
社債	14 15,000	14 15,000	14 15,000
その他負債	11,349	8,763	10,401
未払法人税等		78	193
リース債務		335	
その他の負債		8,349	
退職給付引当金	10,091	3,514	4,242
睡眠預金払戻損失引当金	386	464	423
再評価に係る繰延税金負債	10 13,755	10 12,906	10 13,194
支払承諾	15 14,098	13,880	13,376
負債の部合計	2,152,098	1,984,017	2,047,252

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	87,531	25,831	93,781
資本剰余金	49,999	25,831	56,249
資本準備金	49,999	25,831	56,249
利益剰余金	97,316	5,868	98,367
その他利益剰余金	97,316	5,868	98,367
繰越利益剰余金	97,316	5,868	98,367
株主資本合計	40,214	57,531	51,663
その他有価証券評価差額金	2,999	3,784	2,488
土地再評価差額金	¹⁰ 18,383	¹⁰ 17,150	¹⁰ 17,560
評価・換算差額等合計	21,383	13,365	15,072
純資産の部合計	61,598	70,897	66,736
負債及び純資産の部合計	2,213,696	2,054,915	2,113,988

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	27,520	26,624	55,123
資金運用収益	22,545	19,796	43,636
(うち貸出金利息)	18,638	16,291	36,148
(うち有価証券利息配当金)	3,177	2,804	5,749
役務取引等収益	4,561	4,155	8,664
その他業務収益	287	260	2,294
その他経常収益	125	2,411	528
経常費用	119,745	31,074	151,650
資金調達費用	4,051	4,009	8,188
(うち預金利息)	2,924	3,145	6,150
役務取引等費用	1,514	1,643	3,192
その他業務費用	1,892	3,639	6,097
営業経費	※1 13,967	※1 13,576	27,223
その他経常費用	※2 98,319	※2 8,205	※2 106,947
経常損失(△)	△92,224	△4,449	△96,526
特別利益	803	10,410	4,636
特別損失	※3 6,651	※3 720	※3 8,648
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△98,072	5,240	△100,538
法人税、住民税及び事業税	28	70	54
法人税等還付税額	△96	—	△153
法人税等調整額	2,551	△287	1,990
法人税等合計		△217	
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,555	5,457	△102,430

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	45,213	93,781	45,213
当中間期変動額			
新株の発行	49,999	—	56,249
減資	△7,682	△67,949	△7,682
当中間期変動額合計	42,317	△67,949	48,567
当中間期末残高	87,531	25,831	93,781
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	33,042	56,249	33,042
当中間期変動額			
新株の発行	49,999	—	56,249
資本準備金の取崩	△33,042	△30,418	△33,042
当中間期変動額合計	16,957	△30,418	23,207
当中間期末残高	49,999	25,831	56,249
その他資本剰余金			
前期末残高	9,400	—	9,400
当中間期変動額			
減資	—	67,949	—
資本準備金の取崩	—	30,418	—
その他資本剰余金の取崩	△9,400	△98,367	△9,400
当中間期変動額合計	△9,400	—	△9,400
当中間期末残高	—	—	—
資本剰余金合計			
前期末残高	42,442	56,249	42,442
当中間期変動額			
新株の発行	49,999	—	56,249
減資	—	67,949	—
資本準備金の取崩	△33,042	—	△33,042
その他資本剰余金の取崩	△9,400	△98,367	△9,400
当中間期変動額合計	7,557	△30,418	13,807
当中間期末残高	49,999	25,831	56,249
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	12,195	—	12,195
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	△12,195	—	△12,195
当中間期変動額合計	△12,195	—	△12,195
当中間期末残高	—	—	—
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	△62,320	△98,367	△62,320
当中間期変動額			
減資	7,682	—	7,682
資本準備金の取崩	33,042	—	33,042
その他資本剰余金の取崩	9,400	98,367	9,400
利益準備金の取崩	12,195	—	12,195
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,555	5,457	△102,430
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
当中間期変動額合計	△34,996	104,235	△36,047
当中間期末残高	△97,316	5,868	△98,367

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	△50,124	△98,367	△50,124
当中間期変動額			
減資	7,682	—	7,682
資本準備金の取崩	33,042	—	33,042
その他資本剰余金の取崩	9,400	98,367	9,400
利益準備金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△100,555	5,457	△102,430
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
当中間期変動額合計	△47,191	104,235	△48,243
当中間期末残高	△97,316	5,868	△98,367
株主資本合計			
前期末残高	37,531	51,663	37,531
当中間期変動額			
新株の発行	99,999	—	112,499
減資	—	—	—
資本準備金の取崩	—	—	—
その他資本剰余金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△100,555	5,457	△102,430
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
当中間期変動額合計	2,683	5,868	14,132
当中間期末残高	40,214	57,531	51,663
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,752	△2,488	3,752
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△753	△1,296	△6,240
当中間期変動額合計	△753	△1,296	△6,240
当中間期末残高	2,999	△3,784	△2,488
土地再評価差額金			
前期末残高	21,623	17,560	21,623
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,239	△410	△4,062
当中間期変動額合計	△3,239	△410	△4,062
当中間期末残高	18,383	17,150	17,560
評価・換算差額等合計			
前期末残高	25,376	15,072	25,376
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,992	△1,706	△10,303
当中間期変動額合計	△3,992	△1,706	△10,303
当中間期末残高	21,383	13,365	15,072

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	62,907	66,736	62,907
当中間期変動額			
新株の発行	99,999	—	112,499
減資	—	—	—
資本準備金の取崩	—	—	—
その他資本剰余金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	△100,555	5,457	△102,430
土地再評価差額金の取崩	3,239	410	4,062
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,992	△1,706	△10,303
当中間期変動額合計	△1,309	4,161	3,828
当中間期末残高	61,598	70,897	66,736

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。その結果、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券及びその他有価証券評価差額金が、7,913百万円増加しております。</p> <p>また、従来は、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得価額の30%以上下落した銘柄については、全て当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として減損処理しておりましたが、当中間会計期間より減損判定基準を金融環境の変化等を踏まえ、変更しております。この変更により有価証券の減損額は、4,149百万円減少しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ64百万円増加しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ61百万円増加しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ102百万円増加しております。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ84百万円増加しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存簿価については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。	

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間会計期間より財務内容の健全化のため、前事業年度末に計上した繰延資産を含む全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ464百万円増加しております。</p> <p>(2) 社債発行費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間会計期間より財務内容の健全化のため、前事業年度末に計上した繰延資産の全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ69百万円増加しております。</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(1) 株式交付費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当事業年度より財務内容の健全化のため、前事業年度末に計上した繰延資産を含む全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ411百万円増加しております。</p> <p>(2) 社債発行費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当事業年度より財務内容の健全化のため、前事業年度末に計上した繰延資産の全額を費用として処理しております。この変更による財務諸表等に与える影響はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,588百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,953百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,452百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	また、当中間会計期間より上記キャッシュ・フロー見積法を適用したことに伴い、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合と比べ、28,414百万円増加しております。		また、当事業年度より上記キャッシュ・フロー見積法を適用したことに伴い、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合と比べ、21,431百万円増加しております。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) (追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上していましたが、当中間会計期間より、中間財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。	(3)	(3) (追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上していましたが、当事業年度より、財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (追加情報) 過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短くなったことに伴い、平均残存勤務期間内の一定の年数を10年から9年に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当中間会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間会計期間から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ経常費用は386百万円増加し、経常損失、税引前中間純損失は386百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、当事業年度から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当事業年度から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常費用は423百万円増加し、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ同額増加しております。</p>
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9 ヘッジ会計の方法	(イ)	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(口)	(口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘ ッジ会計の方法は、「銀行業に おける外貨建取引等の会計処理 に関する会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第25号。以 下「業種別監査委員会報告第25 号」という。)に規定する繰延 ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法に ついては、外貨建金銭債権債務 等の為替変動リスクを減殺する 目的で行う通貨スワップ取引及 び為替スワップ取引等をヘッジ 手段とし、ヘッジ対象である外 貨建金銭債権債務等に見合うヘ ッジ手段の外貨ポジション相当 額が存在することを確認するこ とによりヘッジの有効性を評価 しております。 なお、一部の資産・負債につ いては、金利スワップの特例処 理を行っております。	(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除 対象外消費税等は当中間会計期間 の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除 対象外消費税等は当事業年度の費 用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に当たり、事業用資産については、グルーピングの単位をエリア制の店舗についてはエリア単位としておりましたが、営業推進体制の見直しによりエリア制を廃止したため、営業店単位(出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング)に変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、税引前中間純損失が1,092百万円増加しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は319百万円、「その他負債」中のリース債務は335百万円増加しております。また、これによる中間損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準の適用に当たり、事業用資産については、グルーピングの単位をエリア制の店舗についてはエリア単位としておりましたが、営業推進体制の見直しによりエリア制を廃止したため、営業店単位(出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング)に変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、税引前当期純損失が1,304百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1 当行並びに株式会社九州親和ホールディングス（以下、「九州親和ホールディングス」といいます。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）は、平成19年7月3日開催の取締役会において、株主の承認及び関係当局の認可等を前提として、九州親和ホールディングスの保有する当行及びしんわディーシーカード株式会社の全株式をふくおかフィナンシャルグループに平成19年10月1日以降において総額760億円で譲渡すること等を約した株式譲渡契約を締結することを決議しております。</p> <p>2 株式の譲渡に係る平成19年8月29日付九州親和ホールディングス臨時株主総会における承認及び平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、ふくおかフィナンシャルグループによる当行の子会社化に係る全ての前提条件が充足されたため、平成19年9月28日、当行はふくおかフィナンシャルグループを引受先とする第三者割当増資を実施し、発行総額約1,000億円の資本支援を受けております。</p>		

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額及び出資額総額 13,027百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,619百万円、延滞債権額は171,232百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については該当ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額及び出資額総額 12,933百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,469百万円、延滞債権額は113,357百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は593百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額及び出資額総額 12,987百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,991百万円、延滞債権額は135,064百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については該当ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は94,526百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は271,378百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は77,468百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を40,727百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額118,196百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,554百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,825百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は173,245百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は48,771百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を39,547百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額88,318百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,790百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は77,627百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は217,683百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は62,423百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を40,084百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額102,507百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,278百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)										
<p>8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,681百万円及び預け金4百万円、その他資産562百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,399百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,898百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが418,477百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="651 344 991 448"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>53百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="651 448 991 501"> <tr> <td>預金</td> <td>886百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,213百万円及びその他資産6百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は65百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、405,998百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが405,979百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	1百万円	その他資産	53百万円	預金	886百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1066 344 1406 421"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>559百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1066 421 1406 474"> <tr> <td>預金</td> <td>1,735百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,558百万円及びその他資産6百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は100百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、393,707百万円あります。これらすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	559百万円	預金	1,735百万円
現金預け金	1百万円											
その他資産	53百万円											
預金	886百万円											
現金預け金	559百万円											
預金	1,735百万円											

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 同左</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,754百万円</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 34,149百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 28,431百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 30,062百万円</p>
<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 9,317百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>		<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 8,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>
<p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>14 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,404百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,270百万円減少します。</p>	<p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,422百万円であります。</p>	<p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,523百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 500百万円 無形固定資産 207百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額90,734百万円、株式等償却979百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <p>長崎県内 15か所 減損損失額 92百万円 長崎県外 7か所 減損損失額 590百万円</p> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <p>長崎県内 12か所 減損損失額 2,771百万円 長崎県外 19か店 減損損失額 2,937百万円</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6,392百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ) 資産グループの概要</p> <p>共用資産 銀行全体に関する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等) 事業用資産 事業の用に供する資産</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 445百万円 無形固定資産 184百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却6,419百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <p>長崎県内 2か所 減損損失額 28百万円 長崎県外 5か所 減損損失額 103百万円</p> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <p>長崎県内 3か所 減損損失額 69百万円 長崎県外 -か店 減損損失額 -百万円</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(201百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ) 資産グループの概要</p> <p>共用資産 銀行全体に関する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等) 事業用資産 事業の用に供する資産</p>	<p>1</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額90,594百万円、債権売却損6,048百万円、株式等償却4,510百万円及び投資損失引当金繰入額2,545百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産等(土地建物)</p> <p>長崎県内 15か所 減損損失額 122百万円 長崎県外 31か所 減損損失額 1,124百万円</p> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <p>長崎県内 14か店 減損損失額 2,984百万円 長崎県外 27か店 減損損失額 3,691百万円</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(7,922百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ) 資産グループの概要</p> <p>共用資産 銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等) 事業用資産 事業の用に供する資産</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>遊休資産 店舗・社宅跡地等 (ロ) グループिंगの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグル ープिंग 事業用資産 原則、営業店単位。ただ し、出張所等の母店との相 互関係が強い店舗は母店と 一緒にグループング。処分 予定資産については各々独 立した資産としてグルーピ ング 遊休資産 各々が独立した資産として グループング (回収可能価額の算定方法等) 当中間会計期間の減損損失 の測定に使用した回収可能価額 は正味売却価額であります。正 味売却価額は、「不動産鑑定評 価基準(国土交通省、平成19年 7月1日改正)」等に基づき算 定しております。</p>	<p>遊休資産 店舗・社宅跡地等 (ロ) グループिंगの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグル ープング 事業用資産 原則、営業店単位。ただ し、出張所等の母店との相 互関係が強い店舗は母店と 一緒にグループング。処分 予定資産については各々独 立した資産としてグルーピ ング 遊休資産 各々が独立した資産として グループング (回収可能価額の算定方法等) 当中間会計期間の減損損失 の測定に使用した回収可能価額 は正味売却価額であります。正 味売却価額は、「不動産鑑定評 価基準(国土交通省、平成19年 7月1日改正)」等に基づき算 定しております。</p>	<p>遊休資産 店舗・社宅跡地等 (ロ) グループングの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグル ープング 事業用資産 原則、営業店単位。ただ し、出張所等の母店との相 互関係が強い店舗は母店と 一緒にグループング。処分 予定資産については各々独 立した資産としてグルーピ ング 遊休資産 各々が独立した資産として グループング (回収可能価額の算定方法等) 当事業年度の減損損失の測 定に使用した回収可能価額は正 味売却価額であります。正味売 却価額は、「不動産鑑定評価基 準(国土交通省、平成19年 7月 1日改正)」等に基づき算定し ております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として事務機器及び備品であります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,995百万円 合計 3,995百万円 減価償却累計額相当額 動産 2,223百万円 合計 2,223百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,772百万円 合計 1,772百万円 (注) 取得価額相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 567百万円 1年超 1,246百万円 合計 1,814百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,342百万円 無形固定資産 33百万円 合計 2,376百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 697百万円 無形固定資産 5百万円 合計 702百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,644百万円 無形固定資産 28百万円 合計 1,673百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 411百万円 1年超 1,295百万円 合計 1,706百万円	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 4,563百万円 合計 4,563百万円 減価償却累計額相当額 動産 2,582百万円 合計 2,582百万円 期末残高相当額 動産 1,980百万円 合計 1,980百万円 (注) 取得価額相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当事業年度より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 505百万円 1年超 1,512百万円 合計 2,017百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当事業年度より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 346百万円 減価償却費 311百万円 相当額 支払利息相当額 30百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 268百万円 減価償却費 251百万円 相当額 支払利息相当額 28百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 744百万円 減価償却費 670百万円 相当額 支払利息相当額 54百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。
2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 273百万円 1年超 549百万円 合計 822百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 270百万円 1年超 427百万円 合計 698百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 278百万円 1年超 426百万円 合計 704百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>平成19年10月1日、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。)は、平成19年7月3日付けで締結した「株式譲渡契約」に基づき、株式会社九州親和ホールディングスより当行の発行する普通株式560,671,954株及び優先株式30,000,000株を取得しております。</p> <p>なお、ふくおかフィナンシャルグループが取得した優先株式30,000,000株については、平成19年10月1日付けで普通株式への転換がされました。それに伴い増加した普通株式の数は112,191,473株、増加後の普通株式の発行済株式の総数は1,557,818,427株となりました。</p>	<p>当行、株式会社福岡銀行(以下、「福岡銀行」)および株式会社熊本ファミリー銀行(以下、「熊本ファミリー銀行」)は、平成20年11月14日開催の各行取締役会において、当行および熊本ファミリー銀行が両行の事業再生事業および不良債権関連事業を会社分割により福岡銀行へ承継させることを協議する基本合意書を締結することについて決議し、同日分割当事会社間で基本合意書を締結いたしました。</p>	<p>1 平成20年5月26日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の定時株主総会での承認および関係当局の認可を前提として、減資および資本準備金の減少、ならびにその他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えを決議しております。</p> <p>(1) 資本の減少 目的 平成20年3月期末における繰越損失98,367,619,548円を一扫するため。 減少する資本金の額 資本金の額93,781,214,209円を67,949,438,130円減少して、25,831,776,079円とする。 資本金減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。 欠損の填補に充てる額 67,949,438,130円 資本減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年7月31日(予定) c 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p> <p>(2) 資本準備金の減少 目的 平成20年3月期末における繰越損失98,367,619,548円を一扫するため。 減少する資本準備金の額 資本準備金の額 56,249,957,498円を 30,418,181,418円減少して、 25,831,776,080円とする。 欠損の填補に充てる額 30,418,181,418円 資本準備金減少の日程 a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定) b 債権者異議申述最終期日 平成20年7月31日(予定) c 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p>

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
		<p>(3) その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替え</p> <p>目的 平成20年3月期末における繰越損失98,367,619,548円を一掃するため。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの額 減資および資本準備金の減少に伴ない、その他資本剰余金に振り替えた額98,367,619,548円を繰越利益剰余金へ振り替える。</p> <p>その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振り替えの日程</p> <p>a 株主総会決議日 平成20年6月27日(予定)</p> <p>b 効力発生日 平成20年8月25日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 喜多村 教 證
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 田 賢 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 20 年 12 月 15 日

株式会社 親和銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 祐 二

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成 20 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 喜多村 教 證
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 田 賢 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 109 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 20 年 12 月 15 日

株式会社 親和銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 喜多村 教 證
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 祐 二
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 110 期事業年度の中間会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成 20 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】

福岡財務支局長

【提出日】

平成20年12月19日

【会社名】

株式会社 親和銀行

【英訳名】

THE SHINWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 鬼木和夫

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【縦覧に供する場所】

株式会社 親和銀行東京支店

(東京都中央区八重洲2丁目8番7号 福岡ビル2階)

株式会社 親和銀行福岡営業部

(福岡市中央区西中洲6番27号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、継続的に備置くこととしております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 鬼木 和夫は、当行の第110期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

